回　覧

まちだより はこね

第20号
令和７年１月27日発行

木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年５月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

①町内に所有かつ居住している住宅
②昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造で平屋・２階建ての住宅
③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：<u>２月 26 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分</u>

場所：役場　分庁舎４階　第７会議室

＊相談時間は１棟につきおおむね１時間です。

<u>＊上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。</u>

【申込方法・期限】

都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

<u>申込期限：２月 19 日（水）12 時　完全予約制</u>

○相談会には、<u>建築年や建物の概要が分かるもの</u>（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

<u>図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。</u>

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式 LINE で発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場　〒250-0398　箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～

【地震に強い家にするためのフロー】

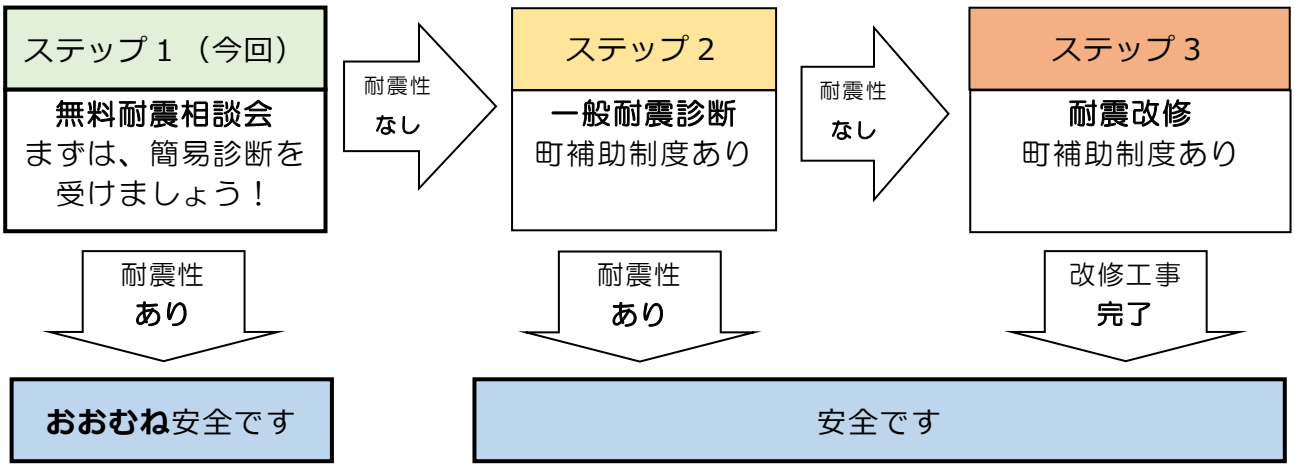

【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準(※)が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度７を観測した令和６年能登半島地震では、約２万８千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住いの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度５強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ　→　**緊急・防災・消防**　→　**耐震**　→　**無料耐震相談会実施のお知らせ**　を確認してください。

申込・照会先　都市整備課景観推進係　電話（85）9566

月　日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

出張所でのマイナンバーカード手続き時間を変更します！！

ご注意ください！

令和７年１月20日（月）より、出張所でマイナンバーカードの手続きできる時間が変更になります。

【手続きできる時間】
火・水・金曜日　９時から16時

【対象手続き】
（1） マイナンバーカードの申請・受け取り
（2） 電子証明書の更新・発行など

なお、本庁舎で手続きできる時間（月から金曜日、８時30分から17時15分）は変更ありません。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先　町民課窓口係　電話（85）7160

マイナンバーカード専用
休日窓口開設

新規申請写真不要！　郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

２月	２３日（日）	８：３０～１２：００

【場　　所】　役場本庁舎２階　町民課窓口

【取扱業務】
（1）マイナンバーカードの申請・受け取り
（2）電子証明書の更新・発行　など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先　町民課窓口係　電話（85）7160

寄木細工体験教室

～箱根の伝統工芸を学ぶ講座です。伝統的文様の寄木コースター作りを楽しみませんか～

日本屈指の樹種を誇る箱根山系。様々な樹木が持つ自然の色を活かし、それぞれ集めて精緻な幾何学模様を作り出す技術、それが箱根寄木細工です。伝統工芸士と一緒に、寄木細工の制作作りを楽しく体験しましょう。

寄木細工に直接触れることが出来ます。

【 日　時 】　２月 18 日（火）10 時～11 時 30 分

【 会　場 】　本間寄木美術館（箱根町湯本 84）

【講座内容】　伝統的文様の寄木コースター作りを行います。
江戸時代に制作された、寄木細工を見学および講話

【 講　師 】　伝統工芸士　本間博丈さん

【 対　象 】　町内在住、在勤、定期利用団体の方

【 定　員 】　15 人（先着順）

【参加費】　受講料　１人　300 円
材料費　1,500 円（美術館入場料含む）

【申込期限】　２月 13 日（木）

【申込方法】　電話で申し込んでください。

【 持ち物 】　筆記用具

【感染予防対策に関しての注意事項】
- 基本的な感染防止対策を講じた上で実施します。
- 発熱など体調がすぐれない方は、受講を遠慮してください。
- 感染拡大状況や自然災害などにより、急きょ中止する場合があります。

申込・照会先　社会教育センター　電話（82）2694

防災行政無線などを用いた全国一斉の緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの事態に際し、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に住民の皆さんに伝えるために情報伝達試験を実施します。
※試験ですので、間違えないよう注意してください。

【実施日時】
２月 12 日（水）11 時

【内容】
防災行政無線、ホームページ、メールマガジン、
ｔｖｋデータ放送、公式 LINE を用いた情報伝達試験

【放送内容】
〈上り音チャイム〉これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

【その他】
気象状況などによっては中止となることがあります。
Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

各種登録はこちらから

公式 LINE

メールマガジン

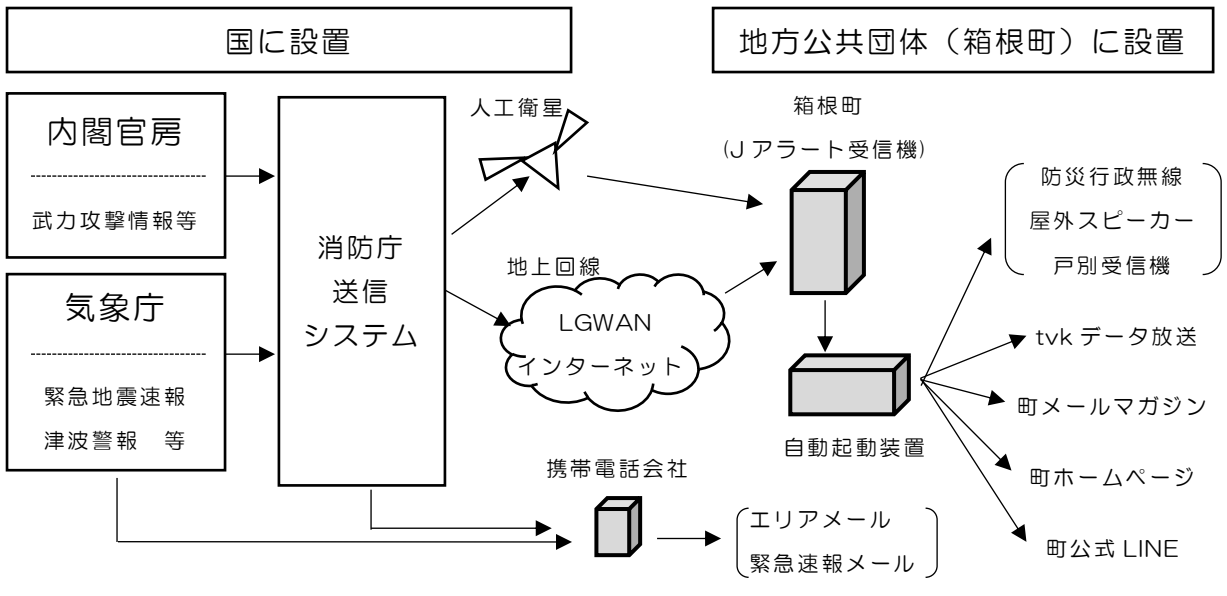

※試験では緊急速報メールの配信はありません。

照会先　総務防災課防災対策室　電話（85）9561

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

６年度 12 月末現在地域別捕獲頭数　　（単位：頭）

種別＼地域	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根	合計	備考
イノシシ	1	5	2	3	11	22	わな 21 銃器 1
ニホンジカ	10	5	21	34	74	144	わな 128 銃器 16

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先　環境課美化保全係　電話（85）9565

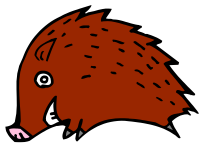

鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大事です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先　環境課美化保全係　電話（85）9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください!!

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

譲ります

（１月９日現在）

番号	品　名	規　　格	状　態	価　格
1398	五月人形	高さ５０cm　ケース入り	普通	無料

譲ってください

番号	品　名	規　　格	状　態	価　格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2146	麻雀牌 こたつ（麻雀用天板）	指定なし	普通	無料

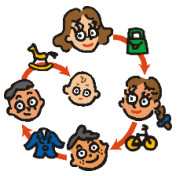

※　状態は新品・良い・普通・多少傷ありの４段階で表しています。

※　掲載期間は登録日から６か月間です。

※　本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。

※　希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※　問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

※　品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。

※　この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。

申込・照会先　環境課環境政策係　電話（85）9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

令和７年度
宮ノ下駐車場定期駐車利用者の募集

月単位で申し込みができます。利用者には定期券（パスカード）を交付します。駐車位置は定めませんが、スペースは確保されていますので、定期券利用者は常時（満車表示がある場合も）駐車できます。

なお、令和７年度は長寿命化改良工事の影響により、車両の入出庫ができない時間や外部の代替駐車場の利用をお願いする期間がありますので、ご承知おき願います。

【募集台数】　25 台

【使用期間】　令和７年４月１日（火）　～　令和８年３月 31 日（火）

【駐車料金】　１か月　１万 2,000 円※
※外部の代替駐車場を利用いただく場合、
該当月の駐車料金は 5,000 円となります。

【申込期間】　２月３日（月）～ 14 日（金）
月 ～ 金曜日（祝日を除く。）の８時 30 分 ～ 17 時 15 分

【申込方法】　都市整備課または温泉出張所窓口にて申し込んでください。

【応募制限】　１世帯または１事業所で１台の応募とします。
２世帯同居の場合は、１世帯とみなします。
事業所と事業主世帯の重複応募はできません。

【抽選結果】　２月末日までに郵送でお知らせします。

【工事影響見込み】

予定時期	影響内容
令和７年 10 月上旬	場内の舗装工事のため、夜間（20 時～翌 6 時）の間、車両の入出庫ができなくなります。
令和７年 12 月上旬	場内の駐車可能台数が不足するため、定期利用のうち７台程度※、外部の代替駐車場を利用いただきます。

※代替駐車場の利用者は、今回の募集結果に応じて年度明けに決定予定です。
※上記の他、片側交互通行や一部区画の閉鎖などが発生します。
現場の作業員の指示に従っていただきますようお願いします。

【そ の 他】
- 応募の数が募集台数を超えた場合は、抽選とします。
- 抽選の場合は、宮ノ下または底倉在住の方を優先します。
- 利用決定した方および登録車両以外は、利用できません。
- 応募条件などが変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

照会先　都市整備課都市計画係　電話（85）9566